千葉市告示第１０３１号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成１３年法律第６５号）第９条、第１５条及び第１９条の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の状況について、次のとおり公表します。

令和７年１２月１日

千葉市長　神　谷　俊　一

１　対象事業者

令和６年度にポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管及び処分した事業者

２　縦覧期間

令和７年１２月１日から令和８年１１月３０日まで

ただし、土・日・祝日及び年末年始を除く

３　縦覧場所

環境局資源循環部産業廃棄物指導課